

就学援助制度

垂水市教育委員会

垂水市立の小・中学校にお子さんを就学させるため、経済的理由でお困りの保護者に対し、学用品費や学校給食費等の一部を援助する制度です。

○ 対象となる方

垂水市在住で、次のいずれかの要件に該当し、就学させるために経済的にお困りの保護者が援助の対象となります。

- 1 生活保護の停止又は廃止を受けた方
- 2 児童扶養手当法に規定する児童扶養手当の支給を受けている方
- 3 地方税法に規定する個人の事業税（県税）の減免を受けている方
- 4 地方税法に規定する個人の市民税の非課税世帯の方
- 5 地方税法に規定する市民税の減免を受けている方
- 6 地方税法に規定する固定資産税の減免を受けている方
- 7 前年分の所得額が、別に教育委員会が算出する認定基準所得額未満の方
 ※ 認定基準所得額とは、その世帯状況等から生活保護基準に基づき算出される額に1.3倍を乗じて得た額のこと。
- 8 7に該当しないが、前年の状況と比較して失業又は傷病等の特別な事情により経済的に困窮していると認められる方
 ※ 教育委員会で内容を審査し、認定の可否を決定します。

○ 援助の内容

※支給額については案であり、変更になる場合があります。

| 支給項目 | 対象経費の内容 | 支給対象者 | 年間支給額 | |
|-------|---|---|---------------------------|---------------------------|
| | | | 小学校 | 中学校 |
| 学用品費 | 児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要なとされる学用品（実験及び実習材料を含む。）又はその購入費 | 全学年 | 11,630円 | 22,730円 |
| 通学用品費 | 通常必要とする通学用品又はその購入費 | 1学年を除く学年 | 2,270円 | 2,270円 |
| 校外活動費 | 学校行事としての校外活動（宿泊を伴わないもの）に参加するために直接必要な交通費及び見学料 | 実施学年の参加者 | ※1 1,600円 | ※1 2,310円 |
| 学校給食費 | 学校給食法に規定する学校給食費（保護者負担分の80%） | <u>学校給食費については、令和5年9月から無償化により保護者負担分が無い為、現在、支給はありません。</u> | | |
| 修学旅行費 | 修学旅行（小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。）に参加するために直接必要な交通費・宿泊費・見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費 | 実施学年の参加者 | ※1 対象経費の80% 22,690円 | ※1 対象経費の80% 60,910円 |

| | | | | |
|-------------|--|------------------------|-------------------|-------------------|
| 医療費 | 学校保健安全法(施行第8条)に規定する疾病の治療に要した保護者負担分の医療費 | 該当者 | ※2 保護者 負担金額 | ※2 保護者 負担金額 |
| 体育実技 用具費 | 中学校の体育の授業の実施に必要な体育実技用具(柔道着)の購入費 | 中学校 全学年 (但し1回) | / | ※1 7,650円 |
| 新入学 学用品費 | 新入学児童・生徒が通常必要とする学用品及び通学用品又はそれらの購入費 | 入学予定者 (入学前1回 のみ) | | 64,300円 |

※1 校外活動費・修学旅行費・体育実技用具費については、限度額内で実績により支給。

※2 医療費については、保護者へは医療券を交付し、市が医療機関へ直接支払うこととなりますが、対象疾病(トラコーマ及び結膜炎、白癬、疥癬及び膿疱疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎及びアデノイド、う歯、寄生虫病(虫卵保有を含む。))、対象期間が限られており、他制度利用の場合も含め、お問い合わせください。

☆ 上記の額は年間上限額となっており、年度途中の認定・転校等の場合は月割となります。

☆ 新入学学用品費について、中学入学予定者(小学6年生)へは3学期分支給時に支給します。また、小学校入学予定者へは、別途申請を受付け、入学前(3月末)に支給しています。

○ 支給の時期

援助費の支給は、下記の時期に原則申請者の口座へ振込により支給となります。

| 援助費支給対象月 | 支給時期(予定) |
|----------------------|----------|
| 1学期分(4、5、6、7月分) | 7月初旬～中旬 |
| 2学期分(8、9、10、11、12月分) | 12月初旬～中旬 |
| 3学期分(1、2、3月分) | 3月初旬～中旬 |

※ 市外転出や児童扶養手当の受給資格喪失等により認定取消となった場合に、過払い分があれば返納していただくこととなります。

○ 申請について

・ 申請書等案内は、各小・中学校から、新小学1年生、中学1年生を除く全児童・生徒には3月中に、また、新小学1年生と中学1年生については、入学式後に就学援助申請書を再度配布します。

なお、お手元に申請書がない、あるいは紛失された方は学校に連絡して請求して下さい。

・ 申請書には必要事項を記入し、県税、市税の減免を受けている場合などはそれを証明する書類の写しを添付の上、学校に指定期日までに提出してください。

・ 兄弟姉妹については、それぞれ申請が必要となります。

・ 小学校入学前に新入学学用品費の申請をされた方についても新年度では改めて申請しなければ対象となりません。

※ 申請書の審査結果については、教育委員会から各学校長を通じて通知します。

○ 窓口(お問合せ先)

垂水市教育委員会 学校教育課 (市民館2階) Tel 0994-32-7213